

マイナンバーカード  
未申請の方へ  
交付申請書が  
送付されます。

マイナンバーカードをお持ちでない後期高齢者の方に、2月中旬頃から3月末頃にかけて、順次申請書が再送付されます。

マイナンバーカードは本人確認書類だけでなく、医療機関や薬局などで健康保険証として利用できたり、各種オンライン申請ができたりとデジタル化に向け大変便利になっていきます。

また、マイナンバーカードの申請書は役場でも発行できますので、後期高齢者の方以外で未申請の方も、マイナポイントがもらえるこの機会に是非申請ください。

マイナンバーカード  
申請すると  
マイナポイントが  
もらえます。

マイナンバーカードの申請を行った人またはマイナンバーカードを取得された方でマイナポイントを申し込んでいない方を対象に、マイナポイントがもらうことができます。

マイナポイントとは、選んだキャッシュレス決済サービスで使えるポイントが付与される仕組みで、ポイントの取得には各種手続が必要となります。

マイナポイントの対象内容

ポイント申込の対象となるマイナンバーカードの申請期限は、令和4年9月末までとなります。

①マイナンバーカード【プレミアム方式】

マイナンバーカードの新規取得者に、最大5,000円相当のポイントが付与（ご利用料金の25%分）されます。  
マイナンバーカードを既に取得されている方で、現行のマイナポイントの未申込者も対象となります。

②健康保険証利用【直接付与方式】

健康保険証としての利用登録を行った方に、7,500円相当のポイントが付与されます。（令和4年6月開始予定）  
既に利用登録をされた方も対象となります。

③公金受取口座【直接付与方式】

公金受取口座の登録を行った方に、7,500円相当のポイントが付与されます。（令和4年6月開始予定）

手続きの方法

- ・カードリーダー機能を備えたデバイス（パソコンやスマートフォン等）に「マイナポイントアプリ」をインストールして申込み
- ・カードリーダーを設置している施設（役場等）にて申込み

健康保険証の利用登録など、役場窓口にて手続きのお手伝いを行っていますので、お気軽にお声がけください。

お問い合わせ先 役場町民生活課町民係

☎（62）4472

「学生の暮らし応援事業」の実施について



小清水町では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し収束が不透明なことから、昨年に引き続き「学生を支える保護者の皆さん」の支援を実施しています。

内容をご確認のうえ、対象の方は申請期間内に忘れず申請してください。



1. 給付対象者

以下①・②の両方に該当する保護者（※1）

- ①平成15年4月1日以前に生まれた方で、高専、大学、大学院、短期大学、専門学校、予備校等に在籍する学生を扶養している方
  - ②令和3年12月23日現在、保護者の住民票が本町にある方
- （※1）その他の監護者（祖父母、養父母、叔父叔母、兄弟など）も含まれます。

2. 給付額

学生1人につき5万円

※給付金は保護者の口座に振り込みとなります。

3. 申請方法

1) 役場「窓口（町民生活課）」で申請

- ①印鑑（申請書の記入に使用）
- ②振込口座を確認できる通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義）
- ③学校への在籍を確認できる書類（学生証（写）、在学証明書）

2) 郵送で申請

町ホームページをご確認のうえ、ご郵送ください。

〒099-3698

小清水町元町2丁目1番1号 小清水町役場 総務課 宛て

<https://www.town.koshimizu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00008690.html>



3) 申請期限

令和4年3月31日（木） ※郵送の場合は、当日必着

お問い合わせ先 役場総務課総務係

☎（62）4470